平成２７年（フ）第９６号
千葉県香取郡多古町飯笹790番地78
債務者　半田亜紀子
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
千葉県銚子市川口町１丁目6276番地
債務者　島津　幹夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０号
千葉県銚子市本城町６丁目1376番地の１　県営住宅204号
債務者　川嶋　利行
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第７１２号
大阪府羽曳野市島泉３丁目１―22恵我コーポ202、住民票上の住所大阪府羽曳野市高鷲１丁目７番10号
債務者　南　　正友
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７２３号
大阪府羽曳野市向野３丁目５番９号
債務者　柳原　文男
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７３７号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目５番12―209号、前住所大阪府羽曳野市河原城748番地の２―202
債務者　惠谷　美紀
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７５２号
堺市堺区香ヶ丘町５丁５番11号　コンクオーレ香ヶ丘Ｂ棟203号
債務者　古賀　弘将
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７６６号
堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁６番37号
債務者　合田　久美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７７７号
堺市堺区南三国ヶ丘町１丁１番17号　ルミエール三国ヶ丘202号、前住所大阪市中央区瓦町１丁目５番10号　702
債務者　白石　　彩（旧姓藤松）
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第７８１号
大阪府河内長野市木戸３丁目11番５―108号、前住所大阪府河内長野市木戸３丁目11番５―206号
債務者　岩田　　真
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
徳島県美馬市脇町字曽江名17番地143、前住所徳島県美馬市脇町大字北庄375番地１
債務者　河野　亨子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２７年（フ）第４０号
北海道夕張市末広２丁目４番地18
債務者　上梨　一裕
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第５１号
北海道岩見沢市上幌向北１条５丁目758番地70
債務者　森　　将英
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第２５４号
盛岡市東中野字見石14番地15　サンフラットＤ102号
債務者　米澤　滋樹（旧姓畑中）
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２６０号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字古屋敷26番地８
債務者　藤澤　静子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３９０号
青森県三戸郡南部町大字剣吉字五合田25番地７　舘野方、申立時の住所静岡県浜松市浜北区東美薗1563番地の５
債務者　鈴木栄里子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５０号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字上東畑1763番地ファミリエＣ号
債務者　野々垣紀子
1　決定年月日時　平成27年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部